

日本消化器画像診断情報研究会会則

昭和 62 年 04 月 04 日施行
昭和 63 年 04 月 01 日改定
平成 05 年 04 月 02 日改定
平成 09 年 01 月 25 日改定
平成 11 年 01 月 23 日改定
平成 12 年 01 月 22 日改定
平成 15 年 03 月 22 日改定
平成 18 年 02 月 12 日改定
平成 21 年 03 月 01 日改定
平成 23 年 04 月 15 日改定
平成 24 年 02 月 24 日改定
平成 27 年 04 月 01 日改定
平成 31 年 04 月 20 日改定
令和 05 年 04 月 27 日改定
令和 07 年 02 月 27 日改定

(改定日は総会での承認日とする)

第一章 総則

- 第1条 本会は、日本消化器画像診断情報研究会という。
- 第2条 本会の事務局は、原則として会長又は事務局長の勤務する施設に置く。
- 第3条 本会運営のため、全国を数ブロックに分割した地方組織を置き、それを各県又は各地区部会とすることができる。

第二章 目的及び事業

- 第4条 本会は、がん検診、消化器画像検査に関する専門的知識と技術の向上を図り、もって国民の医療保健衛生に貢献することを目的とする。
- 第5条 本会は、前項の目的を達成させるために次の事業を行う。
1. 学術講演会・研究発表会並びに研修会などの開催。
 2. がん検診、消化器画像検査の精度管理に関する調査研究。
 3. がん検診、消化器画像検査に携わる診療放射線技師・賛助会員の交流並びに関連情報の交換。
 4. 本会の目的に則した会誌の発行。
 5. その他本会の目的達成に必要な事項。

第三章 会 員

- 第6条 本会の目的に賛同する診療放射線技師・賛助会員によって組織する。
1. 入会を希望する者は、入会申込書を提出し、執行部会議の承認を得なければならない。
 2. 会員が退会するときは、その旨を所属ブロックの代表世話人へ届けなければならない。
 3. 本会の発展、及び本会の目的に即した功績が顕著である個人に対し、全国世話人会議の決議を経て名誉会員とすることができる。
 4. 個人賛助会員は、放射線技師を除くその他の個人会員。

5. 賛助会員は、企業、病院その他団体名の会員。
6. 会員が次の 1 項に該当するときは退会とする。2 項に該当するときは全国世話人会議出席者 3 分の 2 の議決を経て除名することができる。
 - 1、日本消化器画像診断情報研究会会費の 3 年間未納を以って退会とする。ただし、期間中の未納金は支払うこととする。
 - 2、本会の名誉を傷つけ、又は、本会の目的に反する行為のあったとき。

第四章 役員及び任務

第7条 本会に次の役員を置く。

会 長	1 名
副 会 長	若干名
世 話 人	各ブロックで若干名
事務局長	1 名
事務局員	若干名
会 計	2 名
監 事	2 名

第8条 役員の任務は以下の通りとする。

1. 全役員は、会則第 4 条に基づき、これを広く普及し、本会の発展に努力すること。
2. 会長・副会長
会長は、総会を年 1 回以上開催し、全国世話人会議の決定事項を報告し承認を得なければならない。副会長はこれを補佐するものとする。
又、会長は、会務を遂行する上で検討すべき事案が発生した場合、執行部会議を招集する事ができる。執行部会議には会長・副会長・事務局・会計・監事・各ブロックの代表世話人・各委員会（後述）の委員長が参加すること。
3. 世話人
世話人は、選出された各県・各ブロックでそれぞれの会員の把握に努め、総会決定事項等が各会員に浸透するよう努めること。各ブロックの活動を推進する目的で、ブロックごとに代表者を 1 名選出し、執行部会議への出席を義務付ける。
4. 事務局長・事務局員
事務局長は、会務を把握し、本会に必要な事務的任務を遂行する。事務局員は会運営に必要な会員管理・会費管理などを担当し、それぞれ責任者を事務局長が任命する。
5. 監事
監事は、年 1 回以上本会の事業並びに会計を監査し、総会に報告しなければならない。

第9条 世話人は各県・ブロックごとに会員中より選出し、総会の承認を得る。その任期は 2 年とする。ただし、再任を妨げない。会期途中の新規世話人申請や任期中の退任案件が生じた場合は、執行部会議での協議および決定を認める。

第10条 監事は全国世話人会議で選出し、会長と副会長、事務局長は世話人の中より互選により決定し、総会の承認を得る。任期は 2 年とし、再任を妨げない。

第11条 全国世話人会議の決議を経て顧問を置くことができる。

第12条 任期中の会長、事務局長はいかなる理由があっても会務を遂行する。やむを得ず会務を遂行できない事態が生じた場合、副会長に速やかに報告する。報告を受けた副会長は全世話人へ 1 週間以内に通達し、電子決裁を含め 4 分の 3 以上の賛成決議で辞任を了承することとする。世話人内で会長、事務局長候補

がいる場合は、副会長は速やかに全世話人に通達し、これも電子決裁を含め 4 分の 3 以上の賛成決議で成立とする。会長、事務局長の候補がない場合は、副会長が当面代行する。

第五章 総会全国世話人会議および委員会

第13条 全国世話人会議は、原則として全世話人を参加対象とする。

第14条 欠席の場合はブロック代表者または会長に決議を委任することができる。

第15条 全国世話人会議は次の事項を審議する。

1. 事業計画
2. 事業報告及び会計報告
3. 会則の変更
4. 世話人に関する事項
5. 地方組織に関する事項
6. その他必要と認める事項

第16条 総会および全国世話人会議は会長が招集し、年 1 回以上開催する。

第17条 総会の決議は出席会員の過半数によるものとする。

1. 決議の方法は総会での対面形式を原則とするが、オンライン決議や書面決議の採用も可能とする。
2. 前項の規定により決議方法を変更する場合は、全国世話人会議で検討し会議出席者の過半数の賛成決議で成立とする。

第18条 会運営を具体的に推進する機関として、委員会を設置する。詳細は次章に規定する。

第六章 委員会

第19条 会の活動を維持・推進する目的で、以下の委員会を設置する。

学術委員会……………大会・セミナーの企画・検討

会誌委員会……………会誌の企画・編集・発行

Web・システム管理委員会……会の活動を補助するためのデジタルツールの活用・管理

第20条 委員会の構成員は原則として世話人が就任することとし、自薦および他薦により会長もしくは事務局長に申請する。

第21条 委員就任への可否は執行部会議で決定し、申請を受けた会長もしくは事務局長が会議を開催する。

第22条 各委員会で委員長と副委員長を選任し、委員会の開催、検討すべき事案の協議を行う。

第23条 委員の任期は 2 年とし、再選を妨げない。委員の就任時期は会の役員と同じとするが、必要に応じ中途での就任も可能とする。

第24条 委員会は必要に応じて会議を開催し、検討内容を会長および事務局長に報告する。会議には三役から 1 名の参加を義務付ける。協議が必要な案件は執行部会議に提出し、委員長が会議参加者に説明する。

第七章 財 務

第25条 本会の運営は、会費、賛助会費、助成金、寄付その他の収入をもって当てる。

第26条 本会の会費は下記の通りとし、会費納入期限は原則当該年度 6 月末日とする。

会 費	年額 3,000 円
個人賛助会員	年額 3,000 円
賛 助 会 員	年額 10,000 円
名 誉 会 員	年会費免除

第27条 本会の事業運営における予算計画は、年度ごとに会長および会計担当が作成し、第 15 条の全国世話人

会議で審議し、総会の承認をもって決定する。
会運営に関する諸経費については、細則として別に定めることとする。

第28条 本会の会計年度は総会開催年度 1 月 1 日に始まり、同年 12 月 31 日に終わる。

附 則

第29条 この規約は令和 7 年 2 月 27 日より改正施行する。

地方組織規定

- 第1条 この規定は、会則第 3 条に基づき別表の通り定める。
第2条 この規定は、会則第 9 条の世話人選出に適用する。
第3条 この規定の改廃は、全国世話人会議の決定を経なければならない。

ブロック名	県 名
北海道	北海道
東北	青森 岩手 宮城 秋田 山形 福島
関 東 甲 信 越	茨城 栃木 埼玉 群馬 千葉 東京 神奈川 山梨 長野 新潟
東 海 ・ 北 陸	岐阜 静岡 愛知 三重 富山 石川 福井
近 畿	滋賀 京都 大阪 兵庫 奈良 和歌山
中国 ・ 四 国	鳥取 島根 岡山 広島 山口 徳島 香川 愛媛 高知
九 州 ・ 沖 縄	福岡 佐賀 長崎 熊本 大分 宮崎 鹿児島 沖縄

(別表)